

「学校いじめ防止基本方針」

桜井市立織田小学校

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、織田小学校児童一人一人の尊厳を保持するため、いじめ防止等を目的に基本方針を策定した。

（1）学校のいじめ防止に向けての基本的な姿勢

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校の基本的な姿勢学校及び学校の教職員は、「いじめ」の定義にのっとり、織田小学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

教職員や保護者等は、児童からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、学校へ通報し適切な処置を行う。いじめに該当するかどうかの判断は、いじめられた児童の立場にたって行い、いじめの認知は「いじめ防止対策委員会」を活用して行うものとする。

② 基本的な取組

- ・教育相談体制の充実や地域・保護者との連携を図り、早期発見に努める。
- ・規範意識や自尊感情の育成に努め、いじめを許さない見過ごさない学校環境を構築する。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援を行い、いじめを行った児童へは指導又はその保護者への助言を継続的に行う。いじめを受けた児童の状態に応じて、別室での学習等、安心して教育を受けられるよう配慮する。
- ・学校職員の共通理解・協働体制で取り組み、地域・関係機関との連携を図る。

（2）いじめ防止対策のための専門委員会の設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、校長・教頭・教務・生徒指導主任・人権教育主任・養護教諭・学年担任が参加する。尚、この場で討議された内容については、職員共通理解を図る。

いじめが重大事案の場合については、市教育委員会・専門機関と連携し指導を受ける。調査組織等が必要な時は、第三者の参加を検討する。

(3) 学校の基本的な施策

① いじめの未然防止

- ・ 道徳教育や人権教育を取組の柱として、互いの人権を尊重し合うなかま集団を育てる。学習においては、体験活動等の充実を図り、児童が自主的に行えるよう支援を行い全校的な「なかま集団」を構築する。
- ・ 規範意識や自尊感情の育成にも努め、一人一人の人権が尊重され、いじめは許されない安心・安全な学校環境を実現する。

② いじめの早期発見

- ・ 職員・児童・保護者・地域住民からの連携や情報収集に努め、定期的なアンケート調査やささいな兆候にも留意する。いじめと疑われる情報があれば、一人で抱え込まず、組織で対応する。特に、児童のささいな変化に気づくことや気づいた情報を確実に共有すること。そして、情報に基づいた速やかな対応に努める。

③ いじめへの対応

- ・ いじめ事案の疑いに係る情報があった場合、「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の確認等、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう対処し、いじめを行った児童への適切な指導並びに保護者への助言を実施し問題の早期解決を図る。
- ・ いじめが重大事案並びに犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、関係機関と連携し適切に援助を求める。

④ 個人別生活カードの運用

- ・ いじめ防止等の基本方針により、情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有を図ることを目的とした個人別生活カードを記入する。
- ・ 指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級に当たり、適切に情報を引き継いだり提供したりできる体制を組む。

(4) 重大事態への対応

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時や相当の期間学校を欠席することを余技なくされている疑いがあると認める時は重大事案として取り扱う。
- ・ いじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を提供する。
- ・ 市教育委員会や関係機関と連絡・相談を密にし、調査等の仕方について連携を図り、解決に努力をする。
- ・ 速やかに県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する。
- ・ 事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。